

午後 1時30分 開会

【福本委員長】 委員の出席状況について報告する。全員出席である。

議 長 挨拶

1 神奈川県弁護士会への相談について（資料1-1、1-2、1-3）

【福本委員長】 神奈川県弁護士会への相談についてを議題とする。

石田裕委員と中村一夫委員は、前回の本委員会で説明をした委員会条例第17条の規定により、暫時退室をお願いします。

（石田委員、中村委員退室）

【福本委員長】 それでは、本件について事務局に説明を求める。

【議事係長】 本件は、12月5日付で、市長から公式に申入れを受けた資料1-1の文書について、12月11日と17日の本委員会で、対応が協議されたものである。この中で、17日に行われた協議で、井上委員から次の旨の提起があった。「申入れ文書に記載されている、ハラスメントの可能性のある質疑と法解釈について、第三者の意見を聴くため、以前、『前副市長辞職等に関する調査特別委員会』においても相談した実績のある『神奈川県弁護士会総合法律相談センター』の弁護士に相談して、意見を聴くことではいかがか」というものであった。このことについて、一度各会派に持ち帰っていただき、本日、実施について協議することとなったものである。

資料1-2は こども教育常任委員会の会議録、資料1-3は総務常任委員会の会議録で、前回配付したのと同じものである。いずれも市長からの申入れに係る常任委員会の会議録である。

【福本委員長】 内容は、事務局から説明させたとおりである。弁護士に相談する内容は、ハラスメントの可能性のある質疑と法解釈というものであったが、一度、各会派に持ち帰っていただいております。会派内の意見をまとめてきていただいていると思う。まず、「神奈川県弁護士会総合法律相談センター」の弁護士に相談して、意見を聴くことについてを確認させていただき、実施することとなれば、その後、具体的な相談項目について順番に確認を進めていきたい。それでは、まず初めに相談に行くことについて、各会派の意見を順番に聞いていきたい。

【井上委員】 提案者が私であるし、会派に持ち帰り意思統一をしてきたので、自民党・新政クラブは提案のとおりお願いしたい。

【鳥淵委員】 公明党は、前日も申し上げたとおり反対するつもりはない。むしろ本当にその後が大事であるし、ここで話を広げるつもりはなかったけれども、しかしながら先ほどの午前中の本会議における当該議員の討論を聞いていると、本当に誰から何を言われようとも、自分の意思を主張し続けるのだという態度であったことについて、いかななものなのかと思っている。これには費用もかかるということもしっかりと考えなければいけないが反対するつもりはない。

【福本委員長】 公明党としては賛成であるが、その後が大事だと考えているということでよいか。

【鳥淵委員】 よい。

【木村委員】 自由クラブも、最終的に絶対反対ということではないが、会派内で意見が割れていて、あえて弁護士を使わなくてもよいのではという声もあった。全体の各会派の状況を踏まえた上で、私

に任せるということである。現時点では積極的ではないけれど、皆さんの状況で対応してよいという状態である。

【福本委員長】 マルなのかバツなのか。

【木村委員】 これはあくまでも全会一致の方向なのか、それとも多数決で最終的に決めざるを得ないのか、その辺を含めて判断させてもらいたい。

【福本委員長】 木村委員から、全会一致で判断するのか、多数決で判断するのかという質問をいただいたが、全会一致が望ましいとは承知はしているが、今回の件に関しては、市側から文書にて公式に申入れがなされているものであり、これは極めて異例なことと捉えている。また、しかるべき対応を取ってもらいたいと文中で議会側に強く要望もされていて、それを受けて議長は議会としての対応を市長に報告すると話している。この部分に関しては皆さんも御承知だと思う。その中で、本委員会で再三にわたって様々協議をしてきたが、しかし、意見が食い違うところがあり折り合うことが最終的にできなかったと考えている。議会においてしっかりとした対応をしなくてはいけない中で、どうしても意見が割れてしまっているところがあることを踏まえると、第三者の意見を聞いた上で、それを受けた対応も必要と私自身は思っている。委員会条例において多数決が原則となっているはずなので、もし全会一致にならなかった場合においては、多数決で判断をさせていただこうかと私は思っている。

【木村委員】 絶対反対ということはない。ただ、当会派は3人しかいないが、私は前回言ったように、むしろ後々のためにも、弁護士の方でそういう方法は取るべきだと言った。会派内で誰が消極的で反対したかはこの場では言わないまでも、当会派自体が何が何でも反対ということはないと、全体の状況で私に任せるという考えをもらっているので、委員長が言われたように、この件については非常に重たい内容であり委員長としては多数決でやっていきたいということであれば、それは拒むことではないと思う。

【福本委員長】 賛成か反対かで言えばどちらか。

【木村委員】 委員長の言葉に準じる。

【堀口委員】 日本共産党は、前回井上委員から提案があったときに、私も第三者の意見を聞くのは大変重要だと思ったので、賛同するというような発言をした。その後、会派に持ち帰って話し合いをしたけれども、弁護士への依頼の仕方であったり、どのくらい費用がかかるのかということでは、今現在の段階では不透明なところもある中で、今の段階では賛同はしかねるが、皆さんの意見をしっかりと聞いた上で判断をしたいと思う。

【福本委員長】 日本共産党としては、今の段階では賛同はできないけれども、その後の議論の中で判断を決めるということではどうか。今のところは、賛同はしかねるけれども場合によっては、その後変わる可能性がある……。又は明確にバツということか。

【堀口委員】 議論の中で決めていく。

【吉田委員】 神奈川ネットワーク運動は弁護士会の相談については、必要ないと思っている。条文の趣旨を要約して発言していたと本人が言っているし、今後は分かりやすい説明をしていくと言っているので、丁寧に説明していけばよいと思う。ただし強い口調で言ったのはよくないと思うので、言い方に関しては気をつけていただきたいと思うけれども恫喝だとは思っていない。(2)の議員調査については、今までは取決めがなかったので、今後は私たちとしてはどういう資料が欲しいのか、それに対して行政側としてはどう思っているのかを話し合っただけで共通認識を持ったほうがよいと思う。以上のことから、弁護士に相談する必要はないと考える。

【堀合委員】 立憲民主党は、本来であれば、議会として単独で判断を下すべきであると考えている。ハラスメントのことも、当該議員は2人だけなのでその者らを除いた議員で話し合っただけで何かしら対策を決めることで、第三者性についてもしっかりと担保される。法解釈についてもそこまで難しいものでもないので、どちらが正しいかということについて弁護士などの専門家でなくても判断できると考えるが、現状の大和市議会ではどうしてもそれがなかなかかなわないようだとところで諦めざるを得ないと思う。致し方ないというところで弁護士会への相談について賛成する。

【星野委員】 大和維新×i R A I S Eとしては、今回大きい問題が三つあると思っている。まず一つ目は、市民への議会としての説明責任という観点から考えた場合に、こういう形で市側が公式に文書による申入れで言ってきたように、「市議会として誤った情報を発信し、」の後に、「市民に誤った認識を持たれる恐れがあるなど、市として到底看過できない」ということを市側が言ってきたということは、市民から見た目も考慮に入れて申入れをしてきている。そう考えた場合、一議員として、市民への説明責任を果たしたいという思いがまず一つある。また同時に、行政側から今までにはなかった文書という形で申入れがされたことに対して、議会側としてはできるだけ真摯に対応すべきであろうという観点がもう一つある。さらに、今後の議会運営に関しても、この法的解釈がどのようなものであるのか、石田議員の発言を私は否定するものではないが、その認識が専門性がある人から見た場合はどうなのかという事実を残すことは、これから新しく議員になる方もいるだろうし、今後の議会運営のための基準、参考資料となる非常に有益なものになると考える。よってそのような観点から、きちんとした専門機関の方に参考ではあるが、意見を伺うことは必要だと思うので、大和維新×i R A I S Eは賛成する。

【福本委員長】 自民党・新政クラブと公明党、立憲民主党、大和維新×i R A I S Eは賛成、自由クラブは議論を踏まえて判断、日本共産党は今の段階では反対だが、議論をして改めてどうするか判断する。神奈川ネットワーク運動は反対と今のところ承らせていただく。議論して判断するという声があったので、それを踏まえて何か意見はあるか。

【木村委員】 弁護士に相談して、その結果この件は市側が申し入れてきたとおり、地方自治法第96条の件とか地方自治法第14条の第2項とか当事者になっている方が間違っていると弁護士から意見があった場合、それでもこの当事者が、弁護士の意見はそうかもしれないが、そうではないと否定したら取り消さないということなのか。弁護士の意見は、その程度でよいのか。

【福本委員長】 当該委員の判断であったり意見については再三協議を重ねてきているので、それを基に何かというのは、今現在では特に考えていない。ただ、議論を重ねた上でも平行線になっていたことに対して、第三者、法的専門家の立場からの意見を聞くこと自体は必要かと思う。ただ、膨大な資料と質疑時間であり、当日の相談時間も限られている中で、第三者からの見解についていずれにしても断言までされることは難しいと思っている。

【木村委員】 今言われたように、例えば、当該委員の判断は間違っていますと弁護士からの具体的な答えが出た場合、それでも自分はそうではないと言う可能性がある。それに対して気にしなくてよいのかということについては私は言いたい。【福本委員長】 裁判の判決ではないので、そこまで求めるものではないと承知している。

【吉田委員】 議会として何らかの答えを出さなければいけないということだが、今回の市側からの申入れは議会としてしかるべき対応を行っていただきたいと言っているが、市側として取消しを求めているわけではないと私は思う。なので、そのところは今回の申入れに関しては、議員の発言を抑えるようなことにつながる結構重要なことであって、これがハラスメントだと捉えられると今後審議

ができなくなってしまうと思うので、お互いに言い方や態度に関しては気をつけて発言、冷静にするべきだと思うけれども、そういうところはしっかりと議論していかなければいけないのではないかと思います。

【福本委員長】 そういった意味でも今意見が割れている中で、第三者から見たらどういうふうを受け止められるかを踏まえて、議員で共有できたらよいのではと思うが、それを決めるのは皆さんなので、議論を重ねていただければと思う。

【赤嶺委員】 今、吉田委員からこういう申入れが行政側から来ると、議員の発言が制限されるという意見があったが、それはすごい極論であり、そんなことがあるわけない。協議するわけなのでそれが制限されることはない。例えば、個別の議員や、個別の内容等で発言したからハラスメントだと言われることはあってはならず、もし今後そうなったら問題だとは思いますが、今は何が問題になっているのかというと、吉田委員もおっしゃっていたように、市側から適切な対応を行ってほしいと申入れが来ていることである。そのため、適切な対応とは何かということで、これまでさんざん本委員会で協議をしてきたにもかかわらず、当該委員に御理解いただけなかったのが事実である。だから、第三者に意見を求めてはという提案が行われて、今、話し合いになっていると思う。もし議会自らで結論が出せるのであれば、既にこの長時間協議をしてきた本委員会の中で結論が出せていたのではないかと私は思う。しかし、そうできなかったからこそ、第三者の意見を求めるべきではないのか。

【堀口委員】 市が求めているのは発言の取消しではないことは、今委員長も発言をされたと思うが、弁護士に意見を聞いて、その結果が出たら赤嶺委員は当該議員の発言を取消しさせたいということなのか。今の発言では何かそのように捉えてしまう。

【赤嶺委員】 言っていない。

【堀口委員】 私は言ったとは言っていない。そのように私が受け取ったということである。なので、先ほど鳥淵委員も言われていたが、弁護士に相談した先に何かあるのかがすごく重要になってくると私も思っていて、それをそのまま弁護士が言うがままのことを、それは議会としての総意であるとなってしまうとは違うと思うし、それを基にどのような方向性をつけていくのかをもう少し話し合うべきではないかと思う。一般質問と違って、委員会の質疑の中で、委員が不正確な発言をしたとしても市側も答弁しているわけである。一般質問だとその答弁の機会がないということで、弁明の機会を市側が持てなかったというところで、こういったことに適切なのというのは、理解をするけれども、今回、市側は当該議員の発言をそうではないと発言をされているというところで、議員の発言だけを取ってしまえば、そういう見方、市民にも捉えられかねないところはあるかもしれないけれども、それを全部一字一句、議員の発言をそういうふうにしてしまえば、発言がしにくくなってしまうということにもつながってくるのではないかと私は思う。

【赤嶺委員】 先ほどの私の発言が、石田委員の発言の取消しを求めるべきだと堀口委員に受け取られたならそれは誤解である。私が言いたかったのは、あれだけ長時間議論しても結論を得ることができなかったことである。ただし、適切な対応を議会が図っていく上で、不正確な発言を取り消して、おわびをすると市側に対して回答を行うのも一つの方法であったはずである。しかしそれができなかった。なぜか。不正確だと石田委員がお認めにならなかった、適切な主張だったと。だから取り消すことはないという主張であったからこそ、今、第三者にアドバイスを求めましようとなっていると私は思っている。

【福本委員長】 ほかにあるか。

【星野委員】 先ほどとも少しかぶるが、今回、市側の申入れ書を見ると、後のほうに、「市民に誤っ

た認識を持たれる恐れがあるなど、市として到底看過できない」という形で来ている。つまり、それが何度も……。委員会で間違った発言はするとは思いますが、長い大和市議会の歴史がある中でこういうことは行われてこなかったということは、過去とは違う何かは今起きていると認識するのが妥当だと思う。その中において、今回、口頭ではなくて文書、文書は当然残る形になるから、市側は当然それも分かった上であえて出しているということが大前提にある。そこで、発言の萎縮が起きるかもしれないと懸念される委員がいることは分かるが、では過去にあったのかといたら過去も議会で皆さんいろんな発言をしたけれど、ここまでのことは過去になかったわけである。となると、これは通常とは異なる状態だと認識するのが妥当だと考える。よって、普段起きないことが起きていて、それに対して問題提起があって、いろんな形で話し合われたことをもって、議員の発言が萎縮するというのは少し合理性がない。このことと過去の発言、未来の発言は切り離して考えるべきことだと思う。よって、議員の発言もいろいろあるとか、今後のこともあるとかいろいろ皆さん意見があるとは思いますが、今回のことは通常ではないことが今起きているという前提に立って物事を考えるべきだと思う。よって、結論は先ほど言ったとおり、しっかりと第三者に依頼して、そして専門的な意見をもらうことによって、今後、我々の議論の中でも同じような問題が出てきたときに、過去、こういう参考資料があったという形で引用もできるし、これからの未来の議員に対しても責任を果たすことになると思うので、ぜひ、そういう面で賛成したい。

【木村委員】 今現在2人の委員が除斥として退席されている。2人の中で1人は、今回、市側からの申入れの中のハラスメント的な言動があったことに対しては、一応謝っている人がいる。その部分も含めて、弁護士に判断を仰ぐということになるのか。謝っている者に対しても、また判断……。

【福本委員長】 まず、申し上げておくのは判断を仰ぐものではない。意見を伺うものである。また、謝ったからといってその行為がなかったことになるわけではないので、それも含めて意見を伺うと承知している。

【鳥渕委員】 私は、相談した後のことが大事と申し上げたが、第三者に意見を伺うことに決して反対しない。それを受けて、市議会として市側にこの申入れに対して回答する。重ねて申し上げるが、午前中の本会議における討論の中での当該議員の発言を見ていると、自分の主張は誰に何と言われようが、自分はこういう考えだという主張をする。その場合には、もう市側から逆に今度はしかるべき対応を取ってもらえないかと思っている。さらに、少なくともこういう文書での申入れは初めてではあるものの、これまで当該議員は私が副議長を務めていたときにもそうだったのだが、市民から当該議員に関する事で様々な意見があったため、その都度当該議員に正副議長室に来ていただいて、正副議長の立場からの話として、こういう意見が市民からあったのでしっかりと注意をしてくださいと伝えたことが何度かあった。事務局としてこういう事実が過去何回もあるというのは記録はあるのか。

【事務局次長】 メール、手紙、電話等で何か議員に対する御意見があった場合はそのたびに記録をして、その時点の正副議長に報告して、記録は保存している。

【鳥渕委員】 先ほど星野委員からも話があったが、この市長からの申入れの中でも、「市民に誤った認識を持たれる恐れがある」と書いてきている。要するに、これまでも多くの市民からいろんな形で苦情が届いている。話がちょっと拡大しすぎたかもしれないが、弁護士会へ当該議員のことを相談するのはよいが、その後のことへもしっかりとつなげていくように、重ねてお願い申し上げたい。

【福本委員長】 先ほど各会派の意見を伺った。神奈川ネットワーク運動が明確に反対の意思を示され、全会一致になっていないことが確認できている。その上で先ほど申し上げたが、本事案は、議会

として非常に重要であり、しかるべき対応を取って市側に報告をするということから、全会一致で諮るのではなく多数決で諮りたいと思う。

改めて申し上げますが、協議の結果、全会一致とはならないので、「市長からの申入れ文書に記載されているハラスメントの可能性のある質疑と、法解釈について、第三者である神奈川県弁護士会総合法律相談センターの弁護士に相談して、意見を聴くこと」について、委員長として採決を行うこととする。

それでは、本件については、「市長からの申入れ文書に記載されているハラスメントの可能性のある質疑と、法解釈について、第三者である神奈川県弁護士会総合法律相談センターの弁護士に相談して、意見を聴くこと」について、賛成の委員の挙手を求める。

(賛成者挙手)

【福本委員長】 賛成多数。

よって、本件については、市長からの申入れ文書に記載されているハラスメントの可能性のある質疑と法解釈について、第三者である神奈川県弁護士会総合法律相談センターの弁護士に相談して意見を聴くことで決定する。

次に、具体の相談内容について、資料1-1の市長からの申入れ文書を、改めて御覧いただきたい。相談内容はハラスメントの可能性のある質疑と、法解釈ということであったので、資料1-1の市長からの申入れ文書のうち、(1)委員会質疑の域を超えたハラスメントの可能性のある質疑についての2つの項目については音声と会議録で相談し、(2)議員調査についての1つ目の項目については会議録で相談し、それぞれ意見を聴くということになると考えるが、このことについて意見等があればお願いします。

【星野委員】 (1)の二つ目の文章、法律以降恫喝までの文章の中で「事実と異なることに関する」というくだりがある。私の認識だと「重要な事項」云々もあるが、その後の一連の流れの中で、違法状態とまで石田委員が発言している。まるで行政側が違法なことをしていると市民が誤認するような形になることを市側は懸念している可能性があるかと推察するので、その部分についても確認するのかどうかを確認したい。

【福本委員長】 もちろん確認する。

【堀口委員】 今の星野委員の指摘について、違法状態にあるかどうかは市側の意図としてはそうだが、ここに書いてあるのはそういうことではないのではないかと思う。ハラスメントの可能性のある質疑というところの中で、違法かどうかまでは及ばないのではないかと思う。

【福本委員長】 石田委員の法解釈の中から出てきた発言に当たってくるので、関連があると私は承知している。あくまでも意見を聞くものでありジャッジをしていただくわけではない。

【星野委員】 今の堀口委員の指摘に関してだが、申入れ書に記載されている「事実と異なることに関する」という部分について私は二つあると思っている。一つが、「権利義務を重要事項」と一旦言い換えて、それが客観的にそういうふうに見えるのかどうかという部分、あと「違法状態」というものが「事実と異なること」にかかっていると私は認識している。よって、ここでは当然その言葉、「違法状態」と言ったことに関しても当然含まれると認識しているがどうか。

【福本委員長】 この件に関しては前回、事務局からこの議事録の中の何ページの上から何行目のどこという形で指定をして説明をさせた。その部分とだけ思っていたらと思う。

【堀口委員】 今の話だと、判断をしてもらうのはこの議事録と音声のみか。というのは、なぜそういう発言なのか当該議員の2人が説明している。私はそこも公正な判断をして意見をいただくには、どちらかの意見によるのではなくて両方の意見を見ていただいて判断をしていただくのが必要かと思う。そうなってくると、前回の本委員会での一連の長いやり取りもその対象になるのではないかと思うが、そこはどうか。

【福本委員長】 そこを対象にすると、一連の長い議論をそのまま聞いていただかなくてはならないことになる。あくまで当該常任委員会の議事録と音声記録を、客観的に聞いてもらう。そこで意見を伺うことに意味があると承知している。

【星野委員】 今の堀口委員の発言は、おそらく前提として何かジャッジをしていただくというニュアンスが入っていると思うが、今回はいい悪いを判断していただくというよりは、この議事録の内容に対してそれが第三者から見てどのようなものに、要は法律の専門家から見てどのような判断の参考になるのかを求めるのであって、当該議員の意見だったり我々の意見だったりを持ってジャッジしていただくわけではないと認識しているがどうか。

【福本委員長】 ジャッジは求めていない。意見を伺うのみである。

【星野委員】 意見を聞くのみとなると、本委員会の長い音声のやり取りは、それぞれの意見と主張のぶつかり合いなので、判断を下していただくわけではないことから考えると必要ないと考える。

【鳥渕委員】 私も先ほどからそれを申し上げようとしていた。私自身がこども教育常任委員会の委員として実際にその場にいたので、当該議員のやり取りを全部聞いていた。この場にも複数のこども教育常任委員会の委員の方がいらっしゃるが、その音声とこの会議録を見ていただければ、当日どういう状態だったのかは明らかに分かると思う。今回は弁護士にということだが、当日、我々がその場で聞いていてもこれはおかしいという状態にまでなってしまうことから、いろんな形、そして最終的にこういう形で公式に市長からの文書として申入れがなされるようなことになってしまったと捉えているので、重ねて申し上げておく。それを客観的に見てどう感じるのかという貴重な意見を伺うものだと思う。

【吉田委員】 確認だが、その議事録には17日の本委員会の議事録も入るのか。

【福本委員長】 入らない。

【井上委員】 今回ジャッジをしていただくわけではなくて、申入れ書の一番下にも書いてあるように、「市民に誤った認識を持たれる恐れがある」という懸念がある。それに対して、この間の本委員会の中身は当該議員の思いみたいなものがあって、こういう表現をしたけど実は裏にこういう思いがあった上でこうしたという主張は、おそらく一般的に見た市民の方々には伝わらない。客観的にこの議事録を見たときにどのような認識を持つのか意見を聞くのは大事で、それぞれの委員の思いはあるだろうが、その議事録を客観的に見た人はそれぞれの思いまでは知らないで、そう受け取ってしまう可能性が高く、私たちもそう思うが、我々委員がやるよりは、第三者の法律の専門家に見てもらって意見をもらうのが大事と思っている。それをもって何かをすることは今はまだ考えていない。

【吉田委員】 私としては、第三者に見ていただくところに今回の議論のプロセスも知ってほしいので、そこは入れるべきではないかと思う。

【星野委員】 全体を覚えてもらうという意見も分かるが、しかし少なくとも行政側がこの申入れ書を出してきた段階では、本委員会は開かれていなかった。ということは、行政側は本委員会の内容を基にこの申入れを出してきたわけではない。つまり、時系列で言うと、前段階の常任委員会でのやり取りをもってこの申入れ書を出してきている。このことを考えた場合、その後のこのような議会内だけ

でのやり取りは、そもそも市側は関知していないことである。あくまでも市側が言っているのは本委員会の前の各常任委員会でのやり取りのことであるので、そのみを対象とするのが普通ではないか。

【福本委員長】 ほかになければ、先ほど示した相談内容について、(1)については音声と会議録を使う。(2) 議員調査については、一つ目の項目については会議録で相談をすると示しているが、一部の委員からは、本委員会の会議録も示したほうがよいのではないかという意見があった。ここで意見が二つに分かれているのかと思うが、いずれにしてもどちらか答えを出さなくてはいけないわけで、まずは委員長から示させていただいた、(1) 委員会質疑の域を超えたハラスメントの可能性のある質疑の二つの項目については、音声と会議録で相談をし、(2) 議員調査についての一つ目の項目については、会議録で相談をし、それぞれの意見を聞くということによいという方は、挙手をいただいてもよいか。

(賛成者挙手)

【福本委員長】 それに加えて本委員会の会議録も示して意見を聞いたほうがよいという方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

【福本委員長】 今挙手いただき、多数決ということで委員長のほうで示した形で相談ということで決めさせていただく。

【堀口委員】 弁護士に依頼するに至った経過が、私はすごく……。弁護士に相談に行くときに背景として説明されると思うが、その説明なしに市側からこういう申入れが来て、客観的な意見をくださいと言うのか、それとも議会で議論をしたけれども結果が出ないというところまで言って依頼をするのかは、随分印象が違ふような気がする。私は依頼をするのであれば、事実に基づいてしなくてはいけないと思うが、どのように依頼をしていこうと思われているのか。

【福本委員長】 相談者をどうするかも含めて、この後皆さんに協議いただこうと思っている。また、第三者に相談するに当たっては、市側からの申入れ書と議事録や音声だけを提出してどう思いますかというのではなくて、本委員会に諮って協議をしたけれども、こういう状況だったということで、細かく具体にはどこまで説明できるかは限られてはいるが、その辺の経緯も触れながら意見を聞くことになるかと思う。

【吉田委員】 あくまで第三者に意見を伺うということだが、今後意見が返ってきてから、どういふふうにはジャッジというか……。ジャッジをしないで結果のみを知らせるということか。

【福本委員長】 相談した結果は、もう一度本委員会を開いて、皆さんに報告しようと思っている。

【吉田委員】 それはここの中で話し合われるということか。その先がよく分からないので、もう一度説明いただきたい。

【福本委員長】 まずは皆さんに報告する予定である。その上で、おそらくその報告内容を基に協議をしていくことになるのではと思うが、ただ、内容はまだこれからの話なので、この部分に関してはまだ私からは言及できない。

【井上委員】 まずは意見を伺って、その結果をもらって皆さんに委員長から報告していただき、その内容がどうかによっても変わってくると思うし、それをもって市長に議長として文書で回答すると

思うので、その経過がないとその先は委員長もまだ言えないと思う。

【星野委員】 1点確認したいが、今回は議事録と音声を渡すということだが、これは、相手方がどう判断するかという部分になってくるけれども、例えば相手方がこの議事録だけでは、市がここまで言っているのが理解できないとなった場合、過去の議事録を出してくれとか、逆に、本委員会のやり取りも聞いてみたいから出してくれと相手側から要求があった場合はどのように対応する予定か。

【福本委員長】 どこまでを想定するかというところだが、相談に伺う際には、先ほど申し上げた以上のものは持っていけないので、その場ですぐに対応できるものではないと思っている。基本的にはその中で意見をいただくことになるかと思う。

【木村委員】 先ほど井上委員が、最終的には文書で市長に議長が返事すると言っていた。現時点までも本委員会を中心に、かなりの時間を使っている。今日の多数決で弁護士に依頼して見解を聞こうということになった。この辺の中間経過状況は市長にはしないのか、それともある程度知らせておくのか。

【山田議長】 私としてはこのような公式な形で申入れがあったので、しっかりと代表者会で周知し、本委員会に諮り、特にパワハラについてはみんなで話し合っていくこととした。また議会、委員会の中心者である委員長はしっかりとその辺の責任を持ってやっていただきたいといった話をさせていただいたことや、今回の議論が結論に至っていないので、第三者の法律の専門家に意見を伺っていくということを、まず1回目として市長に報告する。弁護士にいつ相談に行けるかが分からないまま進めてしまうのはよくないと思うので、1月中にまず第1回目の報告をしたいと思っている。その後相談に行った結果を踏まえて最終的にもう一度市長に報告したいと思っている。

【福本委員長】 ほかになければ進行する。

それでは、具体の相談内容については先ほど決定したとおりである。

次に、相談の実施時期や費用に関する事等は議長に一任することとし、相談者については、「前副市長辞職等に関する調査特別委員会」で相談に伺ったときは、当時の委員長と補佐で事務局次長が帯同し、合計2名で訪問しているが、今回はどうすべきと思われるかを、皆さんから意見をお願いしたい。

なお、委員長としては相談者については、議長に一任をしたいと考えているが、皆さんの意見を伺わせていただければと思う。

【福本委員長】 意見がないようなので、相談者、日程、費用に関する事等は、議長に一任とすることによいか。

全 員 了 承

【福本委員長】 それでは、そのように決定する。

本件について、皆さんからほかに確認しておきたい事項はあるか。

【堀口委員】 今の話の流れを聞いていると、相談に行くときにそれ以上の資料を持って行かないという話だったが、相談に行ってもその場で回答を求めて、それを持ち帰ってくるということなのか。

あと費用がどのくらいかを今の段階で想定されているのかお聞かせ願う。

【議事係長】 神奈川県弁護士会総法律センターについては、45分で税込5000円である。事前に資料を渡して読み込まれてからという仕組みではなくて、その場で見ていただいて、その場で御回答いただくものである。

【堀口委員】 そうすると、その見解は、口頭でいただいでくるもので、文書でもらってくるというわけではないということでしょうか。

【議事係長】 前副市長辞職等に関する調査特別委員会のときにも一度利用して報告させていただいたが、文書ではなくてその場で口頭で回答いただいたものをという形になる。

【堀口委員】 45分と限られた中で音声と文書を見てもらって、その場の判断である。いくら弁護士といえども、いろいろ専門性の幅とかもあるので、そういった中では大丈夫なのか。それが公式な、中立な意見になってしまうのかということでは心配になってしまいが、そこは大丈夫か。

【福本委員長】 今、事務局からは45分1こま5000円という話があった。場合によっては、2こま予約を取ってとか、日時が離れてしまうかもしれないが2こまということも議長に一任をさせていただければと思うがいかがか。

【山田議長】 今、議長に一任という話があったが、45分間では厳しいのではと思う。初めて見ていただくわけなので、少なくとも2こまは、できるだけ担当弁護士が変わらないように2こま続いているところで予約を取っていきたいと考えている。

【堀口委員】 大体このときに相談に行くということが決まれば、相談に行く前に、今一任をされている日時とかも含めて各委員にはその旨は報告いただけるのか、帰ってきてからの報告になるのか。

【福本委員長】 先ほど相談の実施時期と費用、相談者に関して議長に一任ということで皆さんの理解をいただいた。その上で、費用ということもあったので、1こまから2こま、当然5000円から1万円になることも含めての議長に一任ということで、先ほど話をさせていただいた。堀口委員が今おっしゃられたことも含めて、議長に一任いただければと思うが皆さんいかがか。

【山田議長】 今回のことについては、できるだけ丁寧に進めていきたいと思っているので、要望があったら言っていただければと思う。

【星野委員】 今回こういう問題で、過去に例がない形で相談するので、分からない部分もあると思う。ただ、市民の税金を使うという部分があるので、市側が正式に申し入れてきた内容であり、こうやって何回も協議を重ねてここまで来ているので、市民、行政、そして議会に対して説明責任を果たせるようにしていきたいので、お金も大事だけれども、意見をいただく時間をしっかりと取っていただくのが大事だと思っている。

【赤嶺委員】 いつ誰が相談に行くかという事前情報は必要ないと思う。相談に行ったという結果報告だけでよい。

【吉田委員】 議長が相談した後にその結果を本委員会で報告され、この場で皆さんでどう回答していくかを協議することでよいのか。

【福本委員長】 相談者は議長に一任で、議長自身が行かれるかどうかも含めて議長に一任する。報告内容については、前回か前々回の本委員会の中でそこも議長にと託していただいていたと思うが違うか。

【井上委員】 市側への回答の前に、まず弁護士会の見解を皆さんに本委員会の中で委員長が示す。どういう回答が返ってくるか分からないので、その先のことはまだ言及できないが、まずはそこをやっていただく。その後、市長への2回目の回答を議会としてはこういうことをやりました、こういう話になりましたということ報告することになっていくのではないかと思います。まだ断定できないけれどもイメージとしてはそのような感じである。

【吉田委員】 どういうふうに進めるかはまだ分からないとおっしゃっているが、回答する前に各会派にもそれを見せていただけたらと思う。

【赤嶺委員】 今の吉田委員の要望は、協議する前に回答が来たら全議員に配付してくださいという意味か。

【吉田委員】 いいえ。

【福本委員長】 ほかにないようなので、本件は以上とする。
それでは、石田裕委員と中村一夫委員の入室をお願いします。
暫時休憩する。

(石田委員、中村委員入室)

午後 2時37分 休憩

午後 2時38分 再開

【福本委員長】 再開する。

それでは、改めて日程1については、12月5日付で市長から申入れのあった文書について、ハラスメントの可能性のある質疑と法解釈について、第三者である神奈川県弁護士会総合法律相談センターの弁護士に相談して、意見を聴くことが決定したことを報告する。

2 一般質問の通告に関して、昼休憩中の議員への市側職員からの電話連絡について（資料2）

【福本委員長】 本件についてであるが、提案会派の堀口委員から発言を求められている。説明をお願いします。

【堀口委員】 前回の本委員会の中で文書の取消しとかいろいろな意見をいただいたが、今会期中に急いで決定する内容ではないので、より慎重を期すために、一旦、今回は取下げをさせていただいて、3月議会が始まる前の本委員会に改めて提出をさせていただきたいと思う。そのためには、各会派の意見も盛り込んだものにしたいと思うので、意見があれば私に直接話をいただければと思う。持ち帰って話し合いをしていただいた会派もあるかもしれないが、今後にといいことでよろしくお願ひしたい。

【福本委員長】 本件については、提案者の堀口委員から取下げの申出があったので、取り下げることでよいか。

全 員 了 承

【福本委員長】 それでは、そのように決定する。

3 その他

【福本委員長】 ほかに皆さんから、何かあるか。

【石田委員】 今回、本委員会の進め方について、各委員がいろんな立場を持って話をされることは当然であるが、委員長に関してはもう少し中立公正をお願いをしたかった。委員長としての思いとして、私の発言に非常に問題意識を持っていることは分かるが、まとめとしては非常に偏りを私は感じた。委員長に求められる中立性は、行政側と議会側とか、少数意見と多数意見、また問題提起をした議員とそれに異議を唱える側、いずれにも偏らない中立性や公正性が求められると考えている。今回、市側の申入れ内容に非常に偏った運営が行われたと非常に私は危惧をしている。市側の申入れの中で

は問題があったということで私が虚偽のことを言った、事実と異なることを言ったと断定的に書いてある部分があったりとか、恫喝と断定的に書いてあるようなところに関しては、私なりに反論はしたつもりだが、あまりまとめの中でも見られなかったところに私は残念に思っている。この運営が前提となった場合、行政側が不都合な質疑や追及を受けた際にこういったことを申し出てくる可能性は十分に考えられると思う。ハラスメントの可能性があると、威圧的なのではないかと度々言われることになれば問題があるかと私は思う。私が今回大きな声を出したことに関しては、反省しなければいけないことだと思っているので、様々な批判を受けることに関してはしっかりと頭を下げていこうと思っている。しかし、私が発言した内容に関して、ハラスメントとか、事実ではないのではということ、申入れの中で断定的に言われる状況に関しては、事実相当性を欠くのではと思っているので、今後本委員会で同様の案件とかを審議する上にはぜひ配慮をお願いしたいと思っているというのが私の申入れである。

【福本委員長】 ただいま石田委員がおっしゃっていたのを委員長としての中立性、公正性は担保しなくてはならないと承知しているので、十分配慮したつもりではあったが、そのように思われることがあったのであれば、一段とそこは努めてまいりたい。

【星野委員】 今回私も本委員会に参加し、一連の中で私が感じたことに関して、委員長が市側に寄り過ぎているような印象を受けたことは基本的にない。いろんな委員の感じ方があるのかとは思うが、委員長の名誉のために申し上げれば、私はそのように感じなかった。

【赤嶺委員】 本委員会における委員長の発言は正副委員長で相談をされていると思うし、正副議長とも相談の上だと思う。そこには事務局も客観的に入っていると思うし、こうした中で運営されていることに関して私は全く否定するものはないと思う。さらに協議の内容についても、まさに委員長が懸念されていた点が最も重要なポイントになっていたわけで、そういう意味で私は適切な委員会運営であったと思う。

【鳥淵委員】 前回、約6時間近くにもわたって行われた本委員会において、委員長が三つのそれぞれの項目に対して、最終的に本当に残念という発言が3回もあった。こういったことに当該委員が何か勘違いをされているようなのであれば、それは違うと思う。公平に見て大和市議会としてそういう形に至らなかったことが、委員長の思いとして述べられたものと思う。

【木村委員】 その他ということで、例えば、それぞれ委員会、常任委員会や基地政策特別委員会、本委員会もそうだが、そういう各委員会のときに今後、今回の当該議員みたいなことを発生させないようにするための一つの方法として、議題以外の発言にそれる可能性があったり、同じことを何回も繰り返してみたり、あるいは言葉遣いが市側職員に対するハラスメントに受け取られてしまう場合、事務局で事前にそういう類の文面を用意しておいて、その場で委員長に渡すというのができないか……。

【福本委員長】 その他は事前に通告をいただいている内容としている。石田委員の発言を受けてのことであればいいが、新たな提案であれば事前にはお話をいただいているので議題とすることができない。

ほかになければ、本日は、以上で閉会する。

午後 2時47分 閉会